

Transmitted by J. S. Dickinson

(城内) 日本大使より 國務長官宛

ワシントン、一九四〇年一月六日

第一

啓。茲に本官は、その武装軍隊が非戦闘員たる住民を攻撃するために航空機を使用

しつゝあるが如き國家に対して、直接向接たるを向はず、航空機・航空兵器・航空^用発動機・航空

機部品・航空機附属品^{航空}・爆弾内至魚雷の輸出を許すべき認可を與へることは國務省の深く遺憾

とする所である旨の一九三八(昭和十三)年七月一日附國務省より各航空機及航空機部品

製造業者及輸出業者宛回状による通牒の結果として、日本の諸会社が米國製航空機

及航空機部品を輸入することは實際上不可能となつたことを申述へる光榮を有する者で

あります。

我が政府が繰返し述べた如く、日本空軍の中國に於ける軍事行動は^{支那}只支那軍の軍事的組

織及施設のみ向けられ、非戦闘員たる住民に対し爆撃又は機銃掃射がかかるものとし

て加へられたことは一度もないのであります。故に日本政府は日本を以て「その武装軍隊が

非戦闘員たる住民を攻撃するために航空機を使用しつゝあるが如き」國家となすか如

き取扱ひには異議をさしはさざるを得ないのであります。

國務省の執つた上記の措置は、中央政府の民間製造業者及輸出業者に及ぼす影響

の大きなるに鑑みても差別的輸出禁止の効力を有するものであり、我が政府はかかる措

置が日本に適用せられる時は一九二二(明治四十五)年二月二十一日の日米通商航海條約第

第五條の規定を毀損し、全体として同條約の一般的目的に抵触するものであると考

へるのであります。

我が政府は上記の通牒が米國輸出業者にもたらした不幸なる結果に極めて敏感であつた

に、米國政府に於てその公平正當なる貿易政策と一致するが如く遠からず之を撤回せ
れるであらうといふ希望を捨てなかつたのであります。

とるに一九三九(昭和十四年)十二月十六日に至り、國務省は、直接間接たるを問はず、一九三八
(昭和十三年)七月一日附書簡に列擧せる物品に加ふるに、あらゆる種類の航空用装具及び航空
機製造に必要な物資の輸出を許すべき認可申請を受理せざる意嚮なる旨の書簡が
同省より各製造業者及輸出業者宛発せられ、又上記の物資中にモリブデン及アンモニア
が含まれる点を指摘するため、國務省より之等二つの物資の生産者全部に^{別の}通牒が送られ
ました。

更に進んで一九三九(昭和十四年)十二月二十日に、今後某國に対しては良質航空用ガソリンの生
産には要なる企画、設備、製造権乃至技術的情報を譲渡せざることに決定せられ、右
決定は米國の各関係石油会社に通達せられたる旨國務省より発表されました。此の聲明では
ん決定を以て、その武装軍隊により非戦闘員たる住民に対し正当の事由なくして空中より爆撃
又は機銃掃射を加へつゝあるが如き國家に対して航空機、航空用装具及航空機製造に必要
なる物資を販賣する^{ことに際する}米國政府の政策の一つの延長となしたのであります。

最近日本商社と關係米國会社の間で折衝中の或種の商品物資の購入が國務省通牒の結果
不可能になつたといふが如き事例が若干起りました。

一番頭著な例の一つを舉げれば、^{一九三八(昭和十三年)八月十九日}日本輕油公司及ユニバーサル石油製品会社両当事者の
代表によつて契約覺書の作成調印が行はれました。

その條款によれば、ユニバーサル石油製品会社——一九二八(昭和三年)以来日本輕油会社と密

はな取引関係を保つてゐる——は日本に対し等オクタン價生産の異質化工程に対する認可及び
全石油分野に於けるあらゆる工程の 権利を附與すべく、之が対價として日本輕油会社は百万
兩の米國公債をユニバーサル石油製品会社に支拂ふべき旨定められて居ました。

上述の協定に關する交渉の進行中にユニバーサル石油製品会社代表は國務省に近づき之に当面

事實を提示し、國務省又此ヲ取引に異議を唱へなかつたものと了解されておました。

協定條項に従ひ日本輕油会社はユニバーサル石油製品会社に対して一九三八(昭和十三年)十月三十日
に三十万兩、一九三八(昭和十四年)七月八日に四十万兩の金額を支拂ひました。工場施設ヲ設計図及

明細書の引渡しの際更に十萬兩が支拂はれ、該施設の完成及試験の際最後の二十万兩

が支拂はれることに協定せられておました。要するにユニバーサル石油製品会社は、その支拂

を受けた金額の限度内で、日本に於ける工場の異質化工程下に於ける完全操業を保障

すべき義務があつたのであります。

最近ユニバーサル石油製品会社は暫定協定の線に沿つて最後の協定を結ばんことを提議

し、依つて両当事者は交渉を繼續中でありました。

然るに一九三九(昭和十四年)十二月十九日に至り、ユニバーサル石油製品会社は國務省より通達

を受け今後同契約條項の履行を差控へるの外なきに立至つた旨日本輕油会社代表に

通告して來ました。

本契約は、当事者の一方に於ては之に關聯する支拂の大部分も既にあり、その他之に必要

なる義務も完全に履行せられてゐたのであります。その完成はあらゆる實際上的日

的にも拘らず遂に挫折せしめられたのであります。

我が国政府は、貴国政府の執りたる措置は日本に対する差別的輸出禁止の下に於けると結果に於て異らぬ事態を惹起するものであり、日米通商航海條約第三節第五條規定に抵触し同條約全体の精神にもとるものであるとの信念を持ち、かかる措置を継続することは兩國間の通商の維持促進によつて相互の親善關係を改善せんとする日米兩國の現在の眞摯なる努力に悪影響を及ぼすことを憂慮するがゆゑに、茲に言及せる米
国政府当局の行動を深く遺憾とする者であります。

拜具

堀内謙介

二〇五、六、七頁

米国外關係(日本)一九三二(昭六)―一九四二(昭十六) 第百卷 披萃